

諮問庁：国土交通大臣

諮問日：平成28年12月21日（平成28年（行情）諮問第733号）

答申日：平成29年3月1日（平成28年度（行情）答申第769号）

事件名：近畿地方における国道への落石等の落下物の取扱い等について記載された道路巡回マニュアル及び解説の該当する部分の開示決定に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、別紙の2に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）を特定し、開示した決定については、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、国土交通大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った平成27年7月9日付け国近整総情第1328号による開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

ア 審査請求人が求める情報の開示を求める。

イ 審査請求人の求める情報は、「近畿地方における国道への落石等の落下物の取り扱いとその記録の仕方について記載された道路巡回マニュアル及び解説の該当する部分の情報」であり、開示がなされた「近畿地方整備局道路巡回実施要領」の示す道路巡回の目的ではない。都合の悪い情報を出したくないのはよく分かるが、情報公開審査会で特定河川国道事務所職員が主張した大規模な落石・土砂崩れでなければ道路巡回日誌に記載しないとしたことに対して、審査請求人が道路巡回日誌の作成の仕方（解説書）の開示を求めたものである。（中規模、小規模の落石・土砂崩れの道路巡回日誌への記載の必要性についてであって、本請求文書があることは本省道路課に事前に確認済みである。）

(2) 意見書

審査請求人から平成29年2月1日付け（同月6日受付）で意見書が当審査会宛て提出された（諮問庁の閲覧に供することは適当でない旨の意見が提出されており、その内容は記載しない。）。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求について

(1) 本件開示請求は、法に基づき、処分庁に対して、別紙の1に掲げる文書（本件請求文書）の開示を求めたものである。

(2) これを受けて、処分庁は、別紙の2に掲げる文書（本件対象文書）を特定し、全部開示決定（原処分）を行った。

(3) これに対し、審査請求人は、国土交通大臣に対して、原処分の取消しを求めて審査請求を提起したものである。

2 道路巡回日誌について

道路巡回日誌とは、道路管理者が道路巡回を実施した際に道路管理者が「道路法（昭和27年法律第180号）」42条1項に定める道路の維持修繕の義務を果たすため、日常的に道路の法面の状態等を管理し、異常等が発見された場合は当該日誌に記載することで道路管理上必要な情報及び資料を収集することを目的に作成されるものである。

3 道路巡回実施要領について

道路巡回実施要領（以下「要領」という。）とは、道路の巡回を実施するにあたり、道路巡回の目的、管轄区域等、巡回体制、巡回の種類及び定義、巡回の準備、巡回の実施、巡回日誌への記入の仕方等を定めたものである。

4 原処分に対する諮問庁の考え方について

審査請求人は、本件対象文書には道路巡回の目的が記載されているが、審査請求人が開示を求めているのは、道路巡回日誌の作成の仕方（解説書）であると主張していることから、以下、原処分の妥当性を検討する。

(1) 文書特定の妥当性

本件対象文書には、要領12条及び別紙様式に巡回日誌の作成方法が記載されており、開示請求人は本件請求文書として、道路巡回日誌の作成方法が記載されている文書を求めているので、本件対象文書は本件請求文書に該当する。

(2) 文書保有の有無

念のため、処分庁に対し、本件対象文書の他に本件請求文書に該当すると思われる文書の存否について、執務室、書庫、倉庫等を対象として探索させたが、本件請求文書に該当する文書の存在は確認できなかった。

(3) 審査請求人のその他の主張について

その他審査請求人の主張は、いずれも上記判断を左右するものではな

い。

5 結論

以上のことから、諮問庁としては、原処分について妥当であると考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年12月21日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 平成29年2月6日 審査請求人から意見書を收受
- ④ 同月13日 審議
- ⑤ 同月27日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、別紙の1に掲げる文書（本件請求文書）の開示を求めるものである。

処分庁は、別紙の2に掲げる文書（本件対象文書）を特定し、その全部を開示する決定（原処分）を行った。

審査請求人は、本件対象文書を特定したことは誤りであり、正しい文書の特定を求める旨の不服を申し立てているところ、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

- (1) 当審査会事務局職員をして諮問庁に対し、本件対象文書を特定した経緯等について、改めて確認させたところ、諮問庁はおおむね以下のとおり説明する。

ア 審査請求人が開示を求めるのは「道路巡回日誌の作成の仕方」であり、本件対象文書である要領の12条及び別紙様式には、正にその道路巡回日誌の作成方法が記載されている。

イ 審査請求人は、情報公開・個人情報保護審査会の過去の答申を引用し、大規模な落石・土砂崩れの場合でなければ道路巡回日誌にその事実を記載しないことになっているので、その旨が説明されている「道路巡回日誌の作成の仕方」を正しく特定すべきであると主張しているが、道路巡回日誌は、要領に沿って、道路巡回を行い、その際に対象の車道、歩道、路側、路肩及び法面において異常が発見された場合に、その状況及びこれに対する措置内容が記載される文書であり、大規模な落石・土砂崩れでなければ道路巡回日誌に記載しないといった説明は行ったことはない。審査請求人は、情報公開・個人情報保護審査会の過去の答申を誤解している。

ウ 念のため、処分庁に対し、本件対象文書の外に本件請求文書に該当

すると思われる文書の存否について、執務室、書庫、倉庫等を対象として探索させたが、本件請求文書に該当する文書の存在は確認できなかった。

- (2) 本件請求文書に該当する文書は、本件対象文書のみであるとする上記諮問庁の説明に特段不自然・不合理な点は認められず、これを覆すに足る事情も認められない。

したがって、近畿地方整備局において、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、開示した決定については、近畿地方整備局において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 椿 慎美, 委員 山田 洋

別紙

1 本件請求文書

近畿地方における国道への落石等の落下物の取り扱いとその記録の仕方について記載された道路巡回マニュアル及び解説の該当する部分の情報。

2 本件対象文書

近畿地方整備局道路巡回実施要領（案）